A A 通信

2011年(平成23年)9月1日 第 28 号



未来の安心のために、 不動産と相続の問題解決について、 提案、実行致します。

株式会社 アセット・アドバイザー

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号 ニューステイトメナー833号室 (〒151-0053) Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301

E-mail : info@asset-adv.co.jp

ホームへ゜ーシ゛: http://www.asset-adv.co.ip/



ともにがんばろう! ニッポン! 被災地の一日も早い復興を願っております。

☆☆☆ 時候トピックス ☆☆☆

新首相に対し、米国は何人目?と揶揄しました。私は謹厳実直を感じました。日本のために応援しましょう!

☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

~ あなた自身の相続対策の考え方 ~

ご存知の通り相続税が増税されようとしています。 小規模宅地評価減の特例厳格化、基礎控除の減額、 税率の上昇、そして納税番号の設定という手順です。 今後は、一定規模の戸建を所有されている方の相続 では、相続税の負担を覚悟しなければならなくなると さえ考えています。今回は、私が講演などで提案して いる「相続対策の考え方」について、ご紹介します。

その基本的な流れは、以下の5つです。

- 1)財産の全体を把握し、相続税額を知る。
- 2) 相続税額の納税手法を考え、 家族に残せる財産を知る。
- 3) 残せる財産の分与を考える。
- 4) その内容を家族と話し合う。 そして付言のある遺言書を用意する。
- 5)毎年見直す。

相続税を計算するためには、財産の全体を把握する必要があります。財産の全体が把握できていない 状況で、相続対策をしては絶対にいけません。

例えば、「ご自宅の入口にアパートを建設すれば、相続対策になりますよ。」と言う方がいます。土地の評価を下げて、借金をすれば、確かに相続税対策です。しかし確認した他の財産を含めると、土地を一部売却しなければ相続税が支払えない状況であったら、その方はどうなるでしょうか? アパートを建てた場所は、抵当権があって売却できません。他の不動産も貸地や貸家になっていて売却が難しく、結局、自宅を売却するしかなかった…。このようなケースが世間には多いのです。相続対策と相続"税"対策は、似て非なるものなのです。

また、相続対策(財産分与)の話になると「ウチは大丈夫。」という方は、少なくはなりましたが、まだいらっしゃいます。そんな時は、このようにご案内します。

子ども達が小さかった頃、夕飯のおかずを取り合ってきょうだいげんかをした記憶がありませんか? そんな時は、どうされましたか? あらかじめ、おかずを個別のお皿に分けて食べさせましたよね。大人になった子ども達にも必要なのです。相続を"争続"にしないために…。

また、「不動産は、とりあえず共有にすればよい。」という方もいます。(民法にも共有物の分割方法に関する条項がありますので…。)しかし、今、分与がイメージできないその不動産は、後からなら分割ができるものですか? また、不動産を分割するために、どんな費用と負担があるか知っていますか? と伺います。

実際には、土地の確定測量を伴う分筆登記・建物の区分所有登記(敷地権登記)・分割(交換)した不動産が等価であることの証明・不動産取得税や登録免許税・他の権利者(金融機関等)の承諾など多くの負担があります。こうして放置された不動産が、孫やひ孫の代になって問題が表面化します。不動産は、虫歯に似て、早く治療すると良いのですが、痛みが伴ってからの治療には大きな負担も伴うのです。

さて、1~3を経て、財産分与など、大変な整理もできました。しかし、ここまで考えた、あなたの大切な相続対策は、あなたの胸にしまっておいては、全く意味がありません。勇気を持って家族に話しましょう。そして、遺言書に残しましょう。出来れば公正証書で。

その中には、機械的に遺産分割について記載するだけでなく、あなたが『どうして、このように分与を考えたか。』について、手紙のように書いて下さい。遺言書を開いた家族に響くように・・・。

最後に、ご存知の通り、経済は日々刻々と変化し、 税法も歩調を合わせて改正されます。子どもの結婚、 孫の誕生など、家族構成も変わるかもしれません。 したがって、相続対策は見直しが必要なのです。

以上が、私が講演や相談会で提案する「相続対策の考え方」です。皆さまの参考になれば幸いです。

◆◆今年も献血のご協力をお願い致します。◆◆ 9月20日(火)10時~12時、渋谷駅西口付近(JR改札前or井の頭線高架下)で、今年も宅建協会の活動として献血協力の呼びかけを致します。献血の受付場所は、<u>献血ルーム「SHIBU2」</u>(渋谷区桜丘町1-7ビレッジ101ビル8階/03-3770-0820)です。当日、献血のご協力を戴きたく、宜しくお願い申し上げます。

★★★ セミナー付き相談会の開催について ★★★ (株)アセット・アドバイザーでは、毎月無料相談会を開催していましたが、お客様から「不安はあるが、何から相談したら良いか判らない。」との言葉が多くありました。 そこで、一般的な問題事例を取り入れた相続関連ミニセミナーを行い、その中から、お客様の個別問題を一緒に確認し、相談をお受けすることとしました。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。第3水曜日の夜(午後6時以降)と、第3土曜日の日中(午前10時から午後4時まで)実施します。次回は9月17日と21日。ご予約のうえお越し下さい。

